平成２４年（フ）第４２８号
沖縄県那覇市首里金城町１丁目５番地
債務者　平良　　剛
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３５号
山口県宇部市大字西岐波4876番地９ＶＩＰ常盤２棟203号
債務者　網廣智津子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１６４号
北海道苫小牧市元中野町２丁目21番６号
キャンサー３―304号
債務者　佐藤　タカ
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１６６号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番５―402号
債務者　齊藤　優太
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６８１号
仙台市太白区長町１丁目３番33―307号
債務者　青野　雅弘
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６９９号
宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３番地の２16号棟６号
債務者　高森　光枝
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７００号
宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３番地の２16号棟６号
債務者　三浦　哲男
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
福島県いわき市常磐上矢田町小屋下17番地の２、前住所福島県いわき市小川町高萩字山ノ入200番地の３
債務者　猪狩　仁志
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２２５号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木２丁目30番地
オンダハイクラス７Ａ
債務者　北島　健司
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８４０号
名古屋市港区小碓３丁目296番地　メゾン富田102号
債務者　草場　光子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９２０号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字岡田72番地はまマンション203号、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字門田22番地
債務者　塚田喜代二
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４２１号
大阪市大正区泉尾１丁目15番６号
債務者　西本　彩子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６４号
大阪府高槻市大手町３番36号
債務者　岩下　敏幸
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４６号
大阪府箕面市坊島２丁目５番５―203号
債務者　岩切　高広
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４７号
大阪府箕面市坊島２丁目５番５―203号
債務者　岩切　智世
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７２号
大阪府摂津市三島２丁目２番29―102号
債務者　毛利　　靖
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８９号
大阪市平野区平野南３丁目10番１―102号
債務者　イタミ内装店こと　西原　茂男
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５００４号
大阪市平野区平野西６丁目５番13号　プロモントワールⅡ105
債務者　伊藤　悦次
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部